

ばく露作業報告対象物の主な性状、有害性及び用途の例

物質名 (CAS No) 【コード番号】 (報告を要しない含有率)		主な別名	主な有害性情報	用途の例
平成 19 年度 報告 対象 物質	1 2, 3-エポキシ-1-プロパノール (556-52-5) 【90】 (0.1%未満)	グリシドール	発がん性 (IARC: 2A)、特定標的臓器/全身毒性(単回ばく露)等 2ppm	エポキシ樹脂・アルキド樹脂の反応希釀剤、樹脂安定剤、木綿等の改質剤、分散染料の染色改良剤
	2 塩化ベンゾイル (98-88-4) 【102】 (1%未満)	ベンゾイルクロリド、ベンゾイルクロライド、アルファ-クロロベンズアルデヒド	発がん性 (IARC: 2A) 眼に対する重篤な損傷性/刺激性、特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露)等 0.5ppm	有機過酸化物原料、染料原料、香料原料、ベンゾイル基導入剤、その他の有機合成用
	3 オルト-トルイジン (95-53-4) 【406】 (0.1%未満)	2-アミノトルエン、2-メチルアニリン、1-アミノ-2-メチルベンゼン、オルト-トルアミン	発がん性 (IARC: 2A) 特定標的臓器/全身毒性(単回ばく露)等 2ppm	アゾ系及び硫化系染料、有機合成、溶剤、サッカリン、p-トルイジン等合成原料、染料製造用の特殊溶剤、染料、ゴム化学品、医薬品及び農薬の製造中間体
	4 クレオソート油 (8001-58-9) 【140】 (0.1%未満)	カーボンブラック油	発がん性 (IARC: 2A)、生殖毒性等	カーボンブラック原料、木材防腐防虫剤(注入用、塗布用)、漁網染料、選鉱剤、消毒剤、洗浄油、燃料
	5 1, 2, 3-トリクロロプロパン (96-18-4) 【392】 (0.1%未満)	トリクロロヒドリン、三塩化アリル	発がん性 (IARC: 2A)、眼に対する重篤な損傷性/刺激性、特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露)等、10ppm	ポリスルホン液状ポリマー及びジクロロプロペンの製造中間体、ポリスルフィド合成の架橋剤、ヘキサフルオロプロピレンの合成
	6 ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除く) 【418】 (0.1%未満)		発がん性 (IARC: 1)、呼吸器感作性、皮膚感作性等 0.1mg/m ³ (水溶性無機化合物) 0.21mg/m ³ (不溶性無機化合物)	メッキ、触媒、媒染剤、窯業顔料、アルミ着色剤、電池、金属表面処理剤、試薬、電鋸、精鍊 【ニッケル金属、ニッケル合金は含まない】
	7 硒素及びその化合物(三酸化砒素を除く) 【458】 (0.1%未満)		発がん性 (IARC: 1)、生殖毒性等 0.011mg/m ³	拡散、エピタキシャルガス、イオン注入、化合物半導体用ガス、木材防腐剤、医薬品原料、染料原料、顔料、触媒、農薬、ガラスの脱色剤、脱硫剤、殺鼠剤、漁網/皮革防腐剤、散弾鉛硬化剤 【ガリウム砒素を含む】
	8 フェニルオキシラン (96-09-3) 【469】 (0.1%未満)	スチレンオキシド、酸化スチレン、スチレンエポキシド	発がん性 (IARC: 2A)、皮膚腐食性/刺激性、眼に対する重篤な損傷性/刺激性等	フェニルエチルアルコール・フェニルアランなどの原料、合成樹脂原料、香料
	9 弗化ビニル (75-02-5) 【486】 (0.1%未満)	フルオロエチレン	発がん性 (IARC: 2A)、特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露)等、1ppm	弗化ビニル単重合体や他の弗化物との共重合体の生産原料
	10 ブロモエチレン (593-60-2) 【498】 (0.1%未満)	臭化ビニル	発がん性 (IARC: 2A)、特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露)等、0.5ppm	難燃剤(主にカーペットの裏打ち用のアクリル繊維の製造におけるポリマー)、コポリマー、ポリマー、医薬品、燻蒸剤、有機合成中間体

【コード番号】 労働安全衛生法施行令別表第9中の該当物質の番号をいう。

○Oppm, mg/m ³	ACGIH (米国産業衛生専門家会議) の TLV (ばく露限界)のことである。
IARC : 1	人に対して発がん性がある。
IARC : 2A	人に対しておそらく発がん性がある

動安全衛生規則（拔粹）

（露作業報告）

条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、
り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにばく露するおそれのある作業に従事
ときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に關し必要な事項について、様式
一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

安全衛生規則第95条の6の規定に基づく告示

成年过度肥胖的女性
告病对形象和物質

労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物	
物	含有量（重量パーセント）
・三ーエポキシーピロパノール	0. 1パーセント未満
七ベンゾイル	1パーセント未満
レトートルイジン	0. 1パーセント未満
ノオソート油	0. 1パーセント未満
・二・三-トリクロロプロパン	0. 1パーセント未満
ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除く。）	0. 1パーセント未満
素及びその化合物（三酸化砒素を除く。）	0. 1パーセント未満
エニルオキシラン	0. 1パーセント未満
七ビニル	0. 1パーセント未満
コモエチレン	0. 1パーセント未満

このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。なお、有害物ばく露作業報告書（様式第21号の7）は都道府県労働局又は労働基準監督署で入手することができます。

平成19年度版

有害物ばく露作業報告書の書き方

報告の対象となる物質が変更されました

